

『項目別問題集』改訂表

(令和4・5・13 改訂版対応)

● P.42

▶ 「問33」を以下のように変更します。

仮免許で路上練習する場合、横に乗り指導する者は、その車を運転できる第一種免許を3年以上受けている者や第二種免許を受けている21歳以上の者などでなければならない。

● P.73

▶ 「問24」を以下のように変更します。

普通貨物自動車に荷物を積む場合、荷台を含む車体の前後から車の長さの10分の1まではみ出して積むことができる。

● P.74

▶ 「 難問解説」の「問37・38」を以下のように変更します。

車体の後部には車体の長さの1/10(1m)まではみ出してもよいが、2mは許可が必要。

▶ 「覚えておこう、この項目の重要点」の「 乗車、積載の制限」の表中、「積載物の大きさ」を以下のように変更します。

車の種類	積 載 物 の 大 き さ		
	長さ	幅	高さ
大型自動車 中型自動車 準中型自動車	車の長さ×1.2以下 (積み方は車の前後に) 車の長さの10分の1以下	車の幅×1.2以下 (積み方は左右に) 車の幅の10分の1以下	地上から 3.8m以下 *
普通自動車	〃	〃	〃 * 三輪・660cc以下の ものは2.5m以下
大型自動二輪車 普通自動二輪車 (側車付を除く)	積載装置の長さ +0.3m以下	積載装置の幅 +左右0.15m以下	2.0m 以下
原動機付自転車	〃	〃	〃

* 公安委員会が支障がないと認めて指定した道路を通行する自動車は、3.8～4.1mの範囲で定められた高さ